

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策における意見書

新型コロナウイルス感染症が 2020 年 2 月 1 日の指定感染症に指定されて以降、医療関係者や各地域の保健所職員は災害時に準じた対応が続き、心身ともに疲弊し危機的状況が続いていることが推察されます。

同ウイルスの存在を証明する文書はないとする研究機関等は、国立感染症研究所をはじめ米国 CDC、カナダ保健省、英国保健省など多数に及び未だ発見に至っていないことなどから「ウイルスは存在しない」とする専門家の意見もあり、錯綜する情報に国民は混乱の中にあります。

社会活動ができない状況が続くことは、心身とも健康に及ぼす影響が多大であるのみならず経済的困窮に対する不安も生じて久しいことから、現時点において科学的根拠に基づいて判明している概要を整理し、今一度国民に対して示すことが求められています。

海外においては、科学的根拠に基づく検証が進むにつれ、すでにインフルエンザと同類のリスクとみなす国もあること、また PCR 検査、マスク着用、ワクチン接種等についてそれぞれ廃止や緩和が進んでいることはインターネット等の情報により知ることができます。

正体不明のウイルスを恐れる余り、病院や医療機関等への受診も控えるなどの行動変化から基礎疾患を悪化させ家庭内での介助等の負担も増大しています。

ついては、下記のとおり国において早急なる対応を図り、医療関係者や保健所職員の負担軽減と国民の不安を取り除くよう求め、意見書を提出する。

記

- 1、 指定感染症 2 類から 5 類への変更を検討すること。
- 2、 科学的根拠に基づくマスクの効果を国民に正しく伝えること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 21 日

石 垣 市 議 会

宛先 厚生労働大臣、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣